

<最先端現場レポート>第1回

知的障害者の地域生活移行支援に関するスキル —長野県西駒郷における知的障害者の地域生活移行を中心に—

Skill on shift to living in community for person with intellectual disabilities
—Focusing on NISHIKOMAGO—

中村 剛

要約：ノーマライゼーションの理念が普及して以来、入所施設で暮らしている知的障害者の地域生活移行は障害者福祉における大きな課題となっている。本報告では、この課題に対して顕著な実績をあげている西駒郷地域生活支援センターを訪問し、そこで得た地域生活移行に関するスキルを、ソーシャルワークのスキルという観点にまとめ報告する。

Key Words：知的障害者 地域生活移行 ソーシャルワークのスキル 最先端現場

I. はじめに

1. テーマ

多く的人是は地域の中で家族と暮らし、人によっては進学や就職を機に家族から離れ自分一人で暮らすようになる。しかしながら、たまたま知的障害があり、日常的な介護や行動障害などへの対応が家族と在宅サービスだけでは困難な場合、入所施設での暮らしを余儀なくされる。

知的障害者の入所型施設を自ら希望して利用する人はいない。それしか選択肢はなかったのである。入所すると家族から離れ他人と暮らすことになる。4人部屋での暮らしも多く、食事や入浴も他人と一緒にである。集団ゆえの日課や規則があり、大人になっても“～ちゃん”と呼ばれ子ども扱いされる施設も少なくない。それゆえ、入所施設ではなく、地域での暮らしに移行する地域生活移行支援は障害者福祉における大きな課題である。にもかかわらず、第2期障害者福祉計画全国集計値（福祉施設から地域生活への移行）を見ると、平成21年10月1日現在、障害者入所型施設で暮らしていた140,773人のうち、その後1年の間で地域移行した人は4,847人とわずか3.4%しかない。

この「障害者の地域生活移行支援」というテーマは、政策レベルと実践レベルの双方で考えていく必要があるが、それに加えて、「地域生活への移行」と「地域生活

の支援」という2段階で考える必要がある。というのも、杉田他（2004：119）が指摘するように「つまり現在の地域生活は、入所施設に比べて規模が小さくなり、地域の中に生活の場所は存在するものの、そこで行われているケアは入所施設と同じ集団管理・保護的処遇の色彩が強いものであり、それは入所施設の縮小版、つまり『ミニ施設化』状態であり、これでは地域生活とは言い難い」という実態があるからである。

このように「障害者の地域生活移行支援」というテーマに関しては、政策レベルと実践レベル、そして「地域生活への移行」と「地域生活の支援」という2段階を考えなければならない。このうちこのレポートでは、「地域生活への移行」段階における実践レベルのスキルに焦点を絞り報告する。

2. 報告の対象

今回訪問¹⁾した現場は、障害者の地域生活移行に対して、最先端といえる取り組みをしている長野県西駒郷地域生活支援センターである。長野県は平成16年3月に策定した「西駒郷基本構想」（平成18年度と平成22年度に見直しを実施）に基づき、平成15年度から平成24年度の10年間、大規模総合援護施設（コロニー）「西駒郷」入所者の地域生活移行に取り組んできた。その中心的役割を果たしてきたのが、平成15年4月に設置された長野県西駒郷地域生活支援センターである。本報告の中心はそのセンターにおける取り組みである。

II. 報告の視点

最先端現場レポートの主旨は、様々な領域におけるソーシャルワーク実践のスキルをレポートすることにある。そして、その報告先は主としてソーシャルワークを学ぶ学生である。このことを踏まえ、ここでは「障害者の地域生活移行支援のスキル」というテーマに対して、大学におけるソーシャルワーク関係の授業や演習・実習で説明されている、人と環境との相互作用、利用者主体とエンパワメント、マイクロ・メゾ・マクロという介入の次元といった観点から整理報告する。

1. 人と環境との相互作用

地域における支援体制が不十分であるため生活することが困難な人や家族がいる。そのような人や家族に対して、入所という形態をとることで、それらの人たちの生活を保障しているのが入所施設である。入所することで、地域で抱えていた問題（例えば、養育困難、介護疲れ、虐待による命の危険など）は解決する。しかしながら、入所することで新たに生じる課題がある。その1つが、「地域での暮らしと大分異なる入所施設での暮らし」である。この課題が生じている要因を人と環境との相互作用という観点から分析すると次のように理解できる。

人の要因は、その人に何らかの心身に障害があるということである。もし、障害がなければ入所施設を利用することはなかった。しかし、心身に障害がある人のすべてが入所施設を利用するわけではない。心身に障害があっても地域での暮らしを支えられる環境があれば、入所施設を利用する必要はない。言い換えれば、環境が整っていないという環境の要因のために、心身に障害のある人が地域で暮らすという当たり前のことができないのである。

2. 利用者主体とエンパワメント

(1) 社会の姿勢と奪われる可能性

好んで入所施設を利用する人はいない。だれもがいまの家で暮らしたいと思っている。当たり前の要求である。この“当たり前”を支えるだけの財の分配をしないだけである。地域での暮らしが困難になっている障害をもった人たちの“自由と平等”を本気で考えることをせず、例外扱いをする社会の姿勢が反映されている。すなわち、地域での暮らしが困難になっている障害をもった人たちが、他の人と同様な自由で平等な主体として捉えられていないのである。

このような不当な扱いのなか入所施設を利用し、そこで様々な可能性が奪われていく。それには次のようなものがある。

①能力

施設での支援は残存機能の活用や自己決定などが理念として謳われている。しかしながら、限られた時間と職員では、着替え、入浴、食事など、職員が手を貸さないと時間内にこれらのことが終わらず、結果、利用者の能力だけでなく自らしようとする意欲も奪われていく。

②尊厳

他人との4人1部屋の暮らし、大人の年齢にもかかわらず職員から“ちゃん付け”やあだ名で呼ばれ、ときに高圧的な言葉遣いや態度を取られる。また、施設という環境に馴染めないために不適応行動が生じると、「問題を起こす人、困った人」というレッテルを貼られる。障害にしか目がいかない職員には「～が出来ない人」という否定的な眼差しで見られ、そのような環境のなか自尊感情を育むことができず、人として大切にされる機会や自分を大切に思う気持ちが奪われていく。

③社会生活

環境さえ整っていれば実現可能な家族と暮らす機会、地域の人と交流する機会や外出の機会などの可能性も失われる。

(2) 利用者主体とエンパワメント

障害者の入所施設においてソーシャルワークを展開するためには、本気で利用者の立場から“自由と平等”を考え（利用者主体）、入所施設という環境で奪われているものの、潜在的には宿している尊厳、能力、社会生活における可能性を解放・実現しようとする（エンパワメント）が必要である。ここが、ソーシャルワークが目指すべきこと（理念）である。

3. ミクロ・メゾ・マクロ

先に確認した理念を実現するためには、マイクロ・メゾ・マクロそれぞれの次元に介入する必要がある。このような様々な次元に介入することで、利用者が抱える生活課題を改善・解決するのがソーシャルワークである。

III. 地域移行を促進させるための課題

西駒郷地域生活支援センターの取り組みを報告する前に、本テーマに関する標準的見解を理解するために、福祉先進国における脱施設化と地域生活支援についての研

究を踏まえ、障害者施設から地域移行をするために必要なことを整理している河東田編（2007）『福祉先進国における脱施設化と地域生活支援』の研究成果を紹介する。

河東田らは「障害者の入所施設から地域の住まいへの移行に関する研究」を2003年から3年かけて行ってきた。そこではオーストラリア、ノルウェー、オランダの脱施設化の実態を調べるとともに、日本各地の入所施設の実態に関する調査が行われた。その結果をまとめたものが河東田編（2007）『福祉先進国における脱施設化と地域生活支援』である。この文献の「終章 日本での障害者の地域移行を促進させるための課題」では、ここでの調査研究を踏まえ、地域移行に関する課題を乗り越えるための提案が、入所施設、地域移行、地域生活支援それぞれの項目に対して、ミクロ、メゾ、マクロの3つの次元から整理され提案がなされている。その中から、地域移行に関する提案を紹介する²⁾。

1. ミクロレベル

地域移行に関わる職員は、障害当事者が地域生活のイメージをもてるように、十分に説明・見学・体験の機会を提供する必要がある。あわせて、障害当事者の想いや願いが実現できる居住場所・仕事・共同同居者・サービス提供組織を障害当事者と共に探し、なければ地域の諸機関と協働してつくり上げていくことが求められている。また、長年の施設入所でその場に慣れてしまっている障害当事者に対しては、移行期での不安や心理的負担を最小限にするために、移行準備期間や支援体制を十分にとることも必要となる。

2. メゾレベル

引越す直前になって障害当事者に引越しを告げることなどがないように、まずは地域移行プロセスに関わる事柄を決める場に障害当事者が参加・参画できるような仕組みが必要である。そのことにより、障害当事者が納得して地域に移行していくように支援することが大切である。

また、地域移行に不安やとまどいを感じがちな障害者の親・家族に対しては、地域移行に理解や協力ができるように十分な説明を行うことも必要である。さらには、入所施設職員と移行先の職員あるいは世話人が密接な情報交換を行うことによって、移行期の障害当事者の支援を円滑に行えるような支援体制の構築も求められてい

る。

3. マクロレベル

ノルウェーやオーストラリアなどでは、強度行動障害や医療的ケアをとまなう、重い障害のある人であっても地域移行を果たしていた。オランダやわが国においても、専門家が「この人は地域移行が無理だ」と勝手に決めつけることなく、地域移行や地域自立生活に関する「サービス受給権」を、どんなに重い障害がある人にも制度・政策的に保障することが求められている。

また、地域住民の反対運動は、一定規模の障害者集団がいる、分かりやすい（目につく）大規模施設が多い。地域住民に対する普及啓発を自治体が行うことも大切だが、地域での拠点をつくる際には、自治体の支援を受けながら、地域の中でごくありふれた一軒家やアパートの一室など、小規模な住まいや日中活動の場を各地につくっていくことが必要であろう。

IV. 西駒郷地域生活支援センターの取り組み

1. 西駒郷と長野県の障害者施策³⁾

(1) 大規模総合援護施設（コロニー）「西駒郷」

西駒郷は、昭和43年に知的障害児施設及び知的障害者更生施設として更生訓練部（200人、その後190人に変更）が開設され、翌年、知的障害者授産施設として生業部（250人）が、昭和46年に重度者の知的障害者更生施設として保護部（50人、その後60人に変更）が順次開設された。以来、全県域を対象とした入所施設として、県内全域から知的障害のある人を受け入れてきた。

(2) 長野県の障害者施策が目指すこと（理念）

長野県が西駒郷地域生活支援センターを設置し、地域移行および地域生活支援を行った理由は、「西駒郷基本構想—地域生活支援に向けての提言—平成22年度見直し」に示されている。そこには、長野県の障害者施策の理念が次のように掲げられている。

「長野県の障害者施策は、様々な障害があっても、社会全体で支え合い、自分が住みたい地域で、地域の方々と暮らしていけるような社会を目指し、どんなに障害が重くとも、人間として当たり前の普通の暮らしができるように、個人を尊重したサービスが行われるべきであると考えます」

この理念を実現するために設置されたのが西駒郷地域生活支援センターである。

2. 西駒郷地域生活移行センターの取り組み

(1) 長野県の地域生活移行の進め方と基本⁴⁾

センターにおける地域移行支援は、以下の点を基本として進められた。

①本人の意思の尊重

地域生活への移行を進めるに当たっては、利用者本人の気持ちが最大限尊重されなければならない。また、利用者の意向を正確に聴き取るには、事前に地域での生活に関する分かりやすい情報が提供される必要がある。具体的には、分かりやすい言葉で伝える→ビデオ・写真などを用いて視覚的に伝える→街を見学することで街の雰囲気を感じる→地域での生活を体験することで具体的な生活をイメージする…といった手段を用意して、一人ひとりに丁寧に意向を聴くようにする。

②家族の理解

地域での暮らしが困難であったため入所施設を利用している家族にとって、地域移行には大きな不安が伴う。よって、具体的に不安を感じていることを伺い、地域の中で暮らしていくための様々な情報を提供する。また、家族が安心して本人の地域生活移行を受け入れられるように、この後で述べるような地域生活支援体制を拡充していく。

③多様な移行の方法

施設からグループホーム等やアパートへの直接の移行に限らず、自活訓練やグループホーム等での生活体験など、多様な移行方法を用意して、利用者一人ひとりの希望に応じた移行プログラムを作成し、それに基づいた支援を行う。

④再入所

地域に移行した人が、地域生活を続けることが困難になったときは、まず、利用者のケアマネジメントを行う支援者や市町村が、圏域を中心に広域も視野に入れた社会資源への受入れについて事業者間の調整などを図る。しかしどうしても地域生活が継続できなくなった場合は、本人と家族の希望を踏まえた個別支援計画を十分に行った上で、西駒郷への再入所ができる体制をとり、地域生活移行に再びチャレンジできるよう支援する。

⑤地域への啓蒙活動

ひとつのグループホームが設置されたことがきっかけに、地域の中に「障害のある方への理解」がじんわりと

浸透していくということが各地で報告されている。障害のある方が地域の中で、ごく普通に暮らしていくことにより、心のバリアフリーが実現していくものと考える。

(2) センターによる地域生活移行支援の流れ⁵⁾

西駒郷地域生活移行センターによる地域生活移行支援の流れについては、「長野県西駒郷地域生活支援センター」のホームページにある、「地域生活移行への取り組み 地域生活移行支援の流れ」としてweb上でも紹介されている。以下の記述は、そこで紹介されている地域移行の流れを要約したものである。

① グループホーム等の見学会の実施

利用者及び保護者の方に地域生活をイメージしてもらうため、グループホーム等の見学会を実施し、実際に地域で生活をしている人の様子を見たり、地域生活支援に関わるスタッフの話を聴く機会を設ける。

② 地域生活に対する、意向聴き取り調査と相談・助言

利用者及び保護者に対して、一年に1回、西駒郷の支援担当者を通じて、地域生活に対する意向の聴き取り調査を実施している。また、地域生活を希望している利用者に対して西駒郷支援担当者を通じて、相談・助言を行うとともに、必要に応じてケア会議等を開催し、調整を行っている。

③ 事業所の情報収集

自立支援協議会あるいはアフターケアで事業所を訪問した機会等を通じて、各圏域のグループホーム等の設置計画、入居受入れ等の情報収集を行う。その結果、それらの予定のある事業所が判明した場合は訪問の上、生活環境、支援体制、入居条件（人数、性別など）、費用等の情報を直接聴き取りをする。

④ 本人・保護者への情報提供

聴き取った情報は、写真等を活用しながら西駒郷の各生活寮へ提供する。生活寮の支援担当者は、その情報を、地域生活に関心のある利用者及び保護者に伝え、関心をもった人を対象に、そのグループホーム等の見学を行い（希望があれば、複数回実施）、現地の生活環境等を直接見てもらいながら、支援者からも話を聴き、事業所の雰囲気を感じてもらう。また、情報を提供している過程で、不明な点等が寄せられれば、さらに調査をし、不安を取り除くよう努める。

⑤ 地域生活移行調整会議の開催と地域生活移行内定者の決定

西駒郷支援関係者による地域生活移行調整会議を開

催し、各生活寮から候補者として挙げられた方の中から、生活状況や課題等についての意見交換をした上で、受入れ予定のグループホーム等への入居内定者を決定する。

⑥ 地域生活移行のための自活訓練・自活体験

地域生活移行内定者や地域生活を希望する利用者を対象に、自活訓練棟（アカシアホーム）において可能な限り地域生活に沿った支援を提供し、課題の見極めや課題解決に向けての支援方法を検討する。

また、意思確認の難しい利用者並びに地域生活に関心はあるが不安を持つ利用者及び保護者を対象に、自活体験棟（すみれホーム）において地域生活に沿った支援を提供し、表情や行動の変化等を観察する中で、利用者の思いの理解や地域生活に向けての課題解決の方策を探る。

⑦ ケア会議の開催

利用者を中心に、保護者及び地域生活に関係する支援者が参加して、地域生活に向けた様々な段階で、ケア会議を開催する。

⑧ 宿泊体験、日中活動体験

グループホーム等への入居内定者は、入居を想定した宿泊体験や日中活動体験を行う。そして、体験を通じて、生活状況、日中活動の状況、入居者同士の相性などの観察を行う。

⑨ 地域生活移行の決定・自己決定

宿泊体験などを重ねた後、利用者が最終的に地域生活移行を自己決定できるよう、ケア会議で支援する。特に、意思確認の難しい利用者については、利用者の各種体験中の表情や行動の変化を細かく観察し、保護者をはじめ関係する支援者で意見交換をした上で、総合的に判断する。

地域生活移行が決定した後は、西駒郷からの退所やグループホーム等への入居手続きに関する調整を行うほか、障害者総合支援センターへは「サービス利用計画」を、受入れ事業所へは「個別支援計画」の作成をそれぞれ依頼する。また、グループホーム等への入居など、事業所との契約の際に立会う。

⑩ 地域生活移行後のアフターケア

地域生活移行後1ヶ月以内に、アフターケアのための事業所訪問をして、本人及び事業所の支援者との面接や、生活及び日中活動の場所等の視察を行う。その結果、課題があれば関係機関と連携し、解決に向けた取組みに協力する。

その後も、地域生活が落ち着くまでは、定期的に訪問

し、ケア会議に参加するとともに、地域で困難が生じた場合は、必要に応じて助言、訪問、ケア会議への参加を通し、可能な限り各圏域のあらゆる資源を利用しながら、地域で支援する方策を検討する。

また、緊急度の高い方や危機的状況の方については、ショートステイ利用や再入所を検討する。

⑪ 再入所者への支援

再入所した人が、再び地域生活を望んだ場合は、再チャレンジできるよう、西駒郷をはじめとした関係機関と連携し、本人の希望が叶うよう支援する。

(3) 地域生活を支えるもの⁶⁾

平成19年度から平成24年度までの間、地域生活移行を進めるに当たっては、次の7つの項目について重点的に取り組んだ。このうち、ここでは以下の4点についてまとめる。

① 生活の場の確保

希望する地域で暮らせるように、全県にグループホームを整備していった。特に、障害の重い人もグループホームへの移行ができるように、平成15年度から医療的ケアの必要な重症心身障害者のグループホームを、平成16年からは医療的ケアまでは必要ないが手厚い支援体制が必要な障害の重い人を支援するためのグループホームを制度化した。

② 就労・日中活動の場の確保

i) 一般就労の支援

一般就労に向け、県下10の圏域に障害者就業・生活支援センターを設け、就業支援と生活支援ワーカーを配置した。また、平成21年9月からは離職を余儀なくされた障害者の再就職を支援する再チャレンジ支援ワーカーを離職者の多い5圏域に配置した。

ii) 就労の場の拡大

平成14年度から県庁舎、全合同庁舎等の県施設で、清掃業務の一部を障害者支援施設等へ委託している。また、平成16年3月から県庁舎内で、障害のある人がワゴンで職場を回り、コーヒーや、授産施設等で作ったパンやクッキーを販売する「ワゴンカフェ」を行っている。

iii) 就労継続支援事業所における工賃アップ

平成20年3月に「長野県工賃倍増5か年計画」（平成19～23年度）を策定し、国庫事業等を活用しながら、福祉施設と一体となって工賃アップに取り組んだ。

iv) ゆったりとした活動の場の充実

障害が重く福祉的就労の困難な人たちのために、生活介護事業所等の整備を図り、平成22年4月現在では、通所の生活介護事業所が62か所設置されている。

③相談支援体制の充実

障害のある人の地域生活を支える相談支援機関として、平成16年度から3障害の相談をワンストップで受け止めて支援する障害者総合支援センターを各圏域に設置した。また、各センターは地域自立支援協議会と一体的に連携して活動しており、ネットワークを活用した相談支援が行われている。

④在宅支援、余暇活動支援の充実

市町村事業である地域生活支援事業は、相談事業、移動支援、日中一時支援など、障害のある人が地域で暮らすためには欠かせない事業である。そのため、市町村に対して事業の積極的な取り組みを働きかけるとともに、国に対しても財源確保を求めていく。

また、障害者の週末帰宅等の余暇の充実を図るため、「障害者ふれあい支援事業」を実施している。

3. センターにおける地域移行のスキルの要点

ここでは、西駒郷地域生活支援センターの所長を務めた山田優氏講演録「知的障害者の地域生活移行の取り組みとグループホームにおける支援」(山田 2007)で紹介されている内容に若干筆者による補足をした形で、地域移行のスキルに関する要点をまとめる。

(1) 本人に対するスキル

①決められる雰囲気(関係性)

地域移行をする場合、本人の希望・意思を尊重することが大原則である。この大原則が成り立つためには、地域移行をするか否かを本人が決められる雰囲気が必要である。この雰囲気がなければ、そもそも地域移行は成り立たない。

②話を聴く(その人の人生を聴く)

本人の意向を確認する手段としてアンケートが用いられるときがある。しかし、地域移行ということは、その人の人生に大きく関わることである。人生を聴くのにアンケートは失礼である。よって、地域移行について利用者の意向をきくためには、アンケートではなく、じっくり時間をかけて話を聴くことが必要である。

③目に見える形で伝える(支援する)

多くの人が、“地域”という言葉は分からない。地域移行といっても何を意味しているのか分からない。大切

なことは、一人ひとりの人に「現実的な生活スタイルを、利用者の人に目に見える形で支援する」ことである。

(2) 重度の障害のある人へのスキル

①障害のせいにしない

多くの施設が、障害が重い人の地域移行は無理と考えている。しかし、障害の有無は本人にはどうすることもできないことであり、本人に何の責任もない。にもかかわらず、障害が重いという理由により地域で暮らせないということはおかしい。障害は「～ができない」と考えるのではなく、「より支援が必要」と考えなければならない。

②必要な支援が行えように予算をつける

長野県は、障害が重い人も地域移行できるように、平成16年度に1,000万円かけ、障害の重い人が、自活体験ができる場をつくり、また、人件費も毎年3,000万円の予算措置をした。

③体験を通して意向を聴く

障害が重い場合、言葉で意思表示できない人も少なくない。しかし、そのような人も、体験を通して、施設にいるときより問題とされる行動が少ないとか、表情がいいといった形で、その人の気持ちを聴くことができる。

(3) 家族へのスキル

地域移行をする場合、本人の希望・意思を尊重する大原則であるが、同時に、家族の理解を得た上で進めることが必要である。そのためのスキルは以下の通りである。

①施設入所を決意したときの気持ちから理解する。

わが子を好きで施設に入所させる親はいない。だれもが地域のなかでわが子と暮らしたい。しかしながら、多動、徘徊、異食、パニック、不眠などの行動障害に対応することが困難になった、常時の介護が難しくなった、あるいは地域での差別偏見など、様々な理由により、どうしてもこれ以上、家庭で養育することができない。入所を決意する背景には、わが子を養育できないことに対する申し訳なさや悔しさもあったであろう。一人ひとりの保護者が、どんな気持ちで施設入所を選んだのか(選ばざるを得なかったのか)を、まず考える必要がある。

②安心感を目に見える形にする。

地域での暮らしが困難であることを、身をもって一番分かっているのが家族なのである。そのため、多くの家族が入所施設からの地域移行は不安で理解しようとはしない。それは当然のことで、家族がわが子のことを心配

することは悪いことではない。だから、それを責めてはいけない。責めるのではなく、地域移行による地域での暮らしでも安心できることを、目に見える形で示すことが必要である。

③再入所できるようにしておく

もし、地域での暮らしがうまくいかなかった場合は、施設に戻れるようにする。

(3) 行政の姿勢

山田はある講演のなかで、次のような職員の言葉を紹介している。

「『山田さん、ぼくらは地域生活を一生懸命やろうと思っていたんだ、県がだめって言うていたんだ』という。歴代の部長さんが所長で来られ『自分がいる間は変わったことをするな』とおっしゃっていたそうです。

事業団の職員はソノ気になって一所懸命検討会をやっていたのを、ことごとくつぶされた」(山田 2007: 95)

この発言に見られるように、西駒郷というコロニーを運営する社会福祉事業団の職員が地域移行を検討しても、県の支援が得られなかった。しかし、「平成 16 年 3 月策定の『西駒郷基本構想』において、西駒郷利用者の地域生活移行は、(長野) 県が関係機関と連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ、地域における総合的な支援体制を整備するとともに、地域への啓蒙活動を行わないながら、積極的に進めていく役割がある」とした。

ここに示されている通り、西駒郷利用者の地域生活移行は長野県が関係機関との連携のもと積極的に推進する役割を担ってきた。先に示した、障害が重い人も地域移行できるように予算措置を講じたのもその一端である。今回の訪問において、最も印象に残っていることも、県が責任をもって役割を果たせば、障害者の地域移行は可能であり、県をはじめ行政の役割の大きさを再確認した。

V. まとめと課題

1. まとめ

本稿では、「地域生活への移行」段階における実践レベルのスキルについて、西駒郷地域生活移行支援の実践を中心に報告してきた。最後に、もし自分が地域移行の取り組みが必要とされる施設のソーシャルワーカーであったら、何をしなければならぬのかをまとめておく。

地域移行に取り組むためには、施設職員全体の協力が

必要である。よって、ソーシャルワーカーは、まずメゾレベルである施設自体に働きかけ、地域移行の意義を職員間で共有し、地域移行に各職員がコミットメントできる環境にする必要がある。

次に、ミクロレベルである利用者への働きかけは、①地域移行をするか否かを本人が決められる雰囲気をつくる、②本人の人生に向き合い、じっくり時間をかけ意向を聴く、③一人ひとりの人に「現実的な生活スタイルを、利用者の人に目に見える形で支援する」ことが必要である。さらに、地域移行を可能にするためには家族の理解が不可欠である。よって、家族への働きかけは、①施設入所を決意したときの気持ちから理解する、②地域移行による地域での暮らしでも安心できることを、目に見える形で示す、③再入所できるようにしておくことが必要である。

そして、最後に、本稿で報告した通り、地域移行における行政の役割が大きく、行政との連携・協働は不可欠である。よって、マクロレベルへの働きかけとして、市町村だけでなく県レベルに働きかけ、県としての支援・役割を担ってもらうようにする必要がある。

2. 課題

本稿は、最先端現場レポートという企画における最初の報告であるが、報告内容にはいくつかの課題がある。最後に、その課題を確認する。

本報告は知的障害者の地域生活移行支援に関するスキルといいながら、その内容はまだ概説の域を出ていない。この最先端現場レポートで求められる内容は、有効かつ一般化可能なソーシャルワークのスキル(状況に応じたソーシャルワーカーの取るべき効果的な言動)である。また、報告には、利用者の状態が具体的にどのように変化したのかという点も必要である。一例であるが、本報告でいえば以下のようなことである⁷⁾。

(1) 本人に対するスキル

①決められる雰囲気(関係性)

地域移行をする場合、本人の希望・意思を尊重することが大原則である。この大原則が成り立つためには、地域移行をするか否かを本人が決められる雰囲気が必要である。この雰囲気がなければ、そもそも地域移行は成り立たない。では、この「雰囲気づくり」はどのように行われているのか。

(2) センターによる地域生活移行支援の流れに対するスキル

② 地域生活に対する、意向聴き取り調査と相談・助言

利用者及び保護者に対して、一年に1回、西駒郷の支援担当者を通じて、地域生活に対する意向の聴き取り調査を実施しているというが、その調査はどのような手段で、どのようなメンバーにより、どのくらい時間をかけて調査するのか。また、そこで行われる相談・助言は具体的にはどのような内容であるのか。

⑥ 地域生活移行のための自活訓練・自活体験

地域生活移行内定者や地域生活を希望する利用者を対象に、自活訓練棟（アカシアホーム）において可能な限り地域生活に沿った支援を提供しているということだが、その支援とはどのようなものか。また、意思確認の難しい利用者に対する支援はどのようなものか。

(3) 利用者の変化

地域生活移行の進め方と基本として、本人意思の尊重が掲げられている。地域移行の前、移行に取り組んでいるとき、そして、地域生活に移行した後では、利用者の気持ちや意向はどのように変化するのか。実践を通した経験の事実が明らかにされると、今後、支援する上での参考になる。

今後の最先端現場レポートでは、これらの反省（課題）を踏まえた報告がなされることを期待する。

謝辞

お忙しいなか西駒郷地域生活移行支援について丁寧な説明をしてくださった長野県西駒郷地域生活支援センター所長土屋一都氏に深く感謝申し上げます。

注

- 1) 長野県西駒郷地域生活支援センターへの訪問は、2012年2月28日に、本学教員中村剛と藤原慶二で行った。
- 2) 以下の内容は河東田編（2007：293-294）より引用。
- 3) この箇所は「西駒郷基本構想～地域生活支援に向けての提言～平成22年見直し～」p 1-2より引用。
- 4) この箇所は「西駒郷基本構想～地域生活支援に向けての提言～平成22年見直し～」p 9-13およびp29より引用。
- 5) この箇所は「西駒郷地域生活支援センターによる、地域生活移行支援の流れ」p 1-4より引用。
- 6) この箇所は「西駒郷基本構想～地域生活支援に向けての提

言～平成22年見直し～」p16-24より引用。

なお、「西駒郷基本構想～地域生活支援に向けての提言～平成22年見直し～」および「西駒郷地域生活支援センターによる、地域生活移行支援の流れ」の内容は、次のアドレスによりアクセスできる。www.pref.nagano.lg.jp/xsyakai/nisikoma

7) 以下の指摘は近藤哲郎准教授から助言いただいたことの一部である。

文献

河東田 博編著（2007）『福祉先進国における脱施設化と地域生活支援』現代書館。

杉田穂子・竹端 寛・朝田千恵（2004）「知的障害者における地域生活支援システムに関する実態と課題」厚生労働科学研究『障害者障害当事者支援の在り方と地域生活支援システムに関する研究』班 平成15年度総括研究報告書、112-122。

山田 優（2007）「長野県西駒郷における知的障害者の地域生活移行の取り組みとグループホームにおける支援：講演録」『島根大学社会福祉論集 創刊号』、92-109。